

白川町訓令乙第7号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町庁議設置規程及び白川町係長会議運営規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

令和7年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町庁議設置規程及び白川町係長会議運営規程を廃止する訓令

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 白川町庁議設置規程（令和5年白川町訓令乙第2号）
- (2) 白川町係長会議運営規程（平成20年種別なし）

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。